

# 危機管理マニュアル

内子町立大瀬小学校

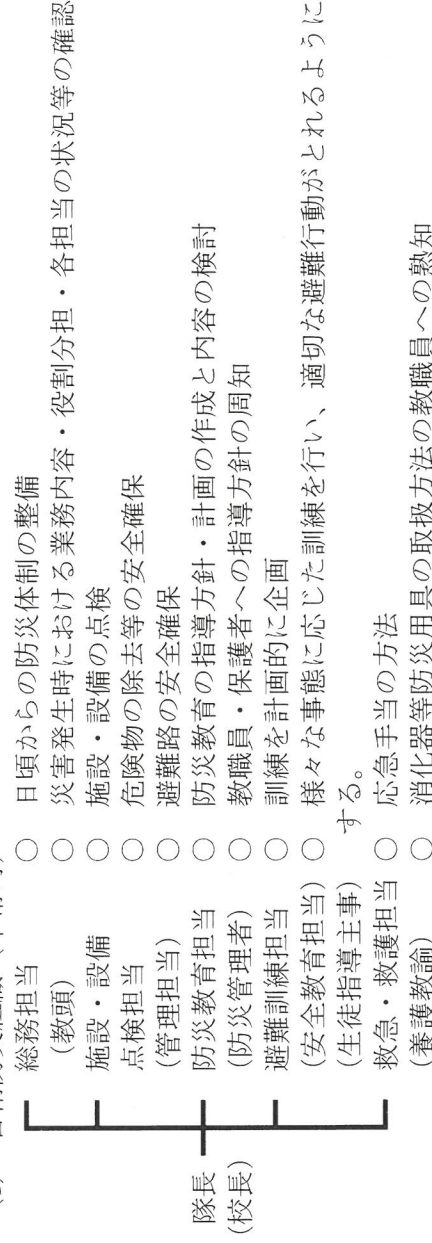
## 一 目的

- 1 地震等による被害を最小限のものとするため、学校の施設・設備等の点検・整備を行うとともに、児童の学校生活等における危険を速やかに発見し、それらを除去する体制を整える。
- 2 児童が地震等による災害から自らの生命を守るのに必要な事項について理解を深め、安全な行動をとる能力や態度を育てるよう計画的な指導を行う体制を整える。
- 3 災害が発生した場合、児童の避難誘導等や学校の避難場所となる場合の対応を含め、適切な緊急処置を講じることができ体制を整える。

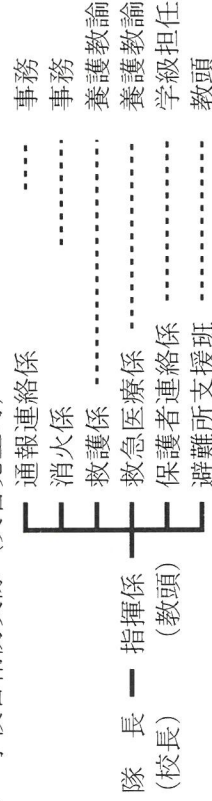
## 二 防災体制

### 1 防災組織

#### (1) 自衛防災組織（平常時）



#### (2) 学校自衛防災隊（災害発生時）



### 2 日頃から講じておく措置

#### (1) 施設・設備等の管理および点検・設備

##### ア 施設設備管理

テレビ、棚、書架、薬品庫の転倒防止措置

救助袋、消火栓、消火器など防災上必要な設備、器具、用具の配置図掲示

##### イ 安全点検の実施

- ・ 定期点検 毎月20日、「安全点検表」に従い施設・設備全般の点検
- ・ 日常点検 必要に応じ随時
- ・ 臨時点検 災害もしくはは災害の恐れがある場合

#### (2) 安全教育の実施

##### ア 児童への指導

- ・ 周りの状況に応じ、自らの命を守り抜くために、「主体的に行動する態度」を育成する。
- ・ 児童の発達段階に応じて、防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導を充実する。

##### イ 避難（防災）訓練

(時期)	(想定)	(内容)	(場面)
・ 1 学期	地震発生	地震発生時の態度・避難	授業中、休み時間
・ 2 学期	火災発生	避難・集団行動の確認 児童引き渡し訓練	授業中、休み時間
・ 3 学期	総合訓練	避難・職員への対応の確認	休み時間

## ウ 教職員の防災教育に関する指導力および災害時における対応力の向上策

### ・防災教育に関する研修の設定

(特に災害時の児童の心の健康およびボランティアへの対応、応急措置の技能の習得)

## 3 避難場所と避難誘導方法

### (1) 地震の時の避難誘導方法

#### ア 連絡方法

- ① 地震発生と同時に校長は状況を判断して避難命令を出す。
- ② 伝達の方法は、警報・ブザー・放送または携帯マイクなどにより、避難場所を指示し、災害状況を知らせる。

#### イ 避難誘導方法の心得

- ① グラツときたら、戸を開けて出口を確認する。
- ② 教室内では、机の下に潜り、机の脚をしっかりと持つ。あわてて外へ飛び出さず教員の指示に従い電源や元栓を切る。頭部を保護して避難する。
- ③ 廊下では、中央部にしゃがみ、窓ガラスから離れる。
- ④ 階段では、頭を守りその場に伏せる。
- ⑤ グラランドでは、急いで防球ネットから離れ、中央部に集まってしゃがみ教職員の指示を待つ。
- ⑥ 登下校中には、堀や道路端には寄らない。自宅が近ければ、直ちに家に引き返す。  
学校が近ければ、早く学校に来る。学校から連絡があるまで、自宅待機する。

### (2) 火災の時の避難誘導方法

#### ア 連絡方法

「地震」と同様

#### イ 避難誘導方法の心得

- ① 緊急放送を聞いた指導者は、授業を中止し、注意を与え、避難経路を指示し、速やかに指定された場所に見童を避難させる。
- ② 火気使用中は、直ちに火元を消化し元栓を切る。
- ③ 煙の対策として姿勢を低くして、ハンカチなどで口を覆いながら避難させる。
- ④ 集合場所では、学級担任が一人一人に触れながら人員点呼する。
- ⑤ 学級担任→教頭→校長の順で報告する。

### (3) 不審者侵入時の避難誘導方法

#### ア 連絡方法

- 不審者の侵入をアナウンス等で知らせ、避難を指示する。

#### イ 避難誘導方法の心得

- ① 緊急放送を聞いた指導者は、授業を中止し、注意を与え、避難経路を指示し、速やかに指定された場所に見童を避難させる。
- ② 集合場所では、学級担任が一人一人に触れながら人員点呼する。

### (4) 台風等風水害の避難

ア 登校前 「大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪警報」が発令された場合、原則として自宅待機とする。 ※ 校長は、児童の登校が危険であると判断したときは、臨時休業の措置をとる。

イ 登校中 土砂崩れ・洪水等においては、保護者や本人が危険であると判断した場合は当事者決定で自宅待機とする。

ウ 登校後 増水・暴風雨等危険のある時は、関係機関・地域と連絡を密にして教員の引率のもと、小集団で下校させる。

## 4 災害発生時における児童の安全確保方策

### (1) 発生時別の教職員の緊急対応策

ア 在校時 (校内放送による冷静な対応を呼び掛ける)

授業中 担当教師の指示を明確にする。

休憩時 第1避難場所に集合させる。

放課後 第1避難場所に集合させる。

\* 第1避難場所が困難な場合は第2避難場所とする。

## イ 学校外の諸活動

### ① 遠足・校外学習等の活動中に発生した場合

#### ○ 連絡方法

- ・ 災害発生と同時に、引率責任者は状況判断をして避難命令を出す。
- ・ 伝達の方法として、携帯マイクなどにより災害発生を知らせる。その際、避難場所を指示し、災害状況を知らせる。

#### ○ 避難誘導方法

- ・ 建物や地理に不案内になるので、必ず事前に現地調査をし、安全な場所や避難経路を確かめておく。
- ・ 事前指導で、混乱を避けるための集団行動や避難行動の徹底を図る。
- ・ 避難が終了したら、直ちに人員点呼をする。

### ② 修学旅行・宿泊研修等により宿舎に滞在している場合

#### ○ 連絡方法

- ・ 災害発生と同時に、引率責任者は状況判断をして避難命令を出す。
- ・ 伝達の方法として、笛・放送・携帯マイク等により災害発生を知らせる。その際、避難場所を指示し、状況を知らせる。

#### ○ 避難誘導方法

- ・ 事前指導で、混乱を避けるための集団行動や避難訓練の徹底を図る。
- ・ 宿舎に着いたら、避難経路を確認して訓練を行う。
- ・ 避難が完了したら、直ちに人員点呼をする。

## ウ 登下校時（災害に応じた対応を別途決めておく）

### 日常における指導の徹底

- 家に帰るか、学校に戻るかを家庭で話し合っておく。
  - 通学路における安全な場所を確認しておく。
  - 通学路においては、避難登校してくる児童や居残っている児童を保護する。
  - バスを利用している児童（川登・村前・程内・和田地区）については、教育委員会（バス運転手）と連絡を取り状況を把握する。
- ## エ 夜間・休日等（メール配信及び家庭緊急連絡網の活用）
- 避難勧告が発令された場合、震度6弱以上（内子町）の場合
  - ・ 大瀬小に全職員が集合し、避難場所としての運営業務に従事（メール配信なし）
  - 震度5以上（内子町）の場合
  - ・ 管理職は大瀬小に集合し、状況に応じて職員の集合を判断し、メールにて連絡する。

## (2) 保護者との連携・児童の引き渡し方策

ア 災害発生後、児童を保護者に引き渡すことが適当であると判断された場合には、児童の安全を確認した後、児童などの引き渡しにつき、あらかじめ定められた方法で速やかに保護者と連絡をとる。

① 保護者との連絡と共に、教育委員会または災害対策本部へ児童の安全確認及び引き渡しの実施について連絡する。

② 教育委員会・災害対策本部に対する連絡内容が必要があればマスコミに連絡する。

③ 保護者に対する連絡内容が必要があればマスコミに連絡する。

イ 児童の引き渡しを行う場合、保護者との連絡がとれないなどの理由で保護者との引き渡しができない生徒については、学校で保護する。

① 児童の「緊急時引き渡しカード」をもとに、人員を確認する。【別紙1】

② 保護者に引き渡す場合は、名簿に引き渡しを受けた保護者および教職員が確実に署名を行う。

③ 引き渡しができない児童等を確認し、校内で保護する。なお、このような場合に備えて、児童等の個人情報については、プライバシー保護に配慮しつつあらかじめ整理しておくのとす。

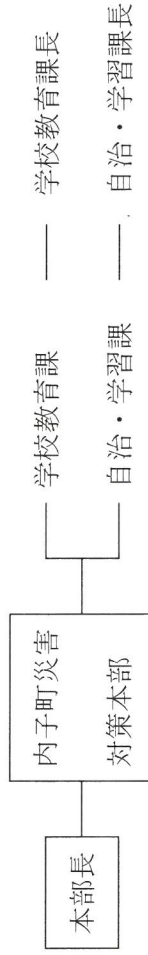
5 避難場所としての施設の運営方法

(1) 初動体制(避難勧告が発令された場合、震度5以上の地震が発生した場合等)

町の担当課の指導のもと、速やかに大瀬小学校防災本部を立ち上げ、集合した人に業務を割り振る。

- ・ 校内にいる児童の安否確認、避難誘導
- ・ 避難者の受け入れ、誘導
- ・ 救命、救急措置
- ・ 教育委員会、災害対策本部等との連絡、情報確認
- ・ 避難者への情報伝達

(内子町災害対策本部組織編成表)



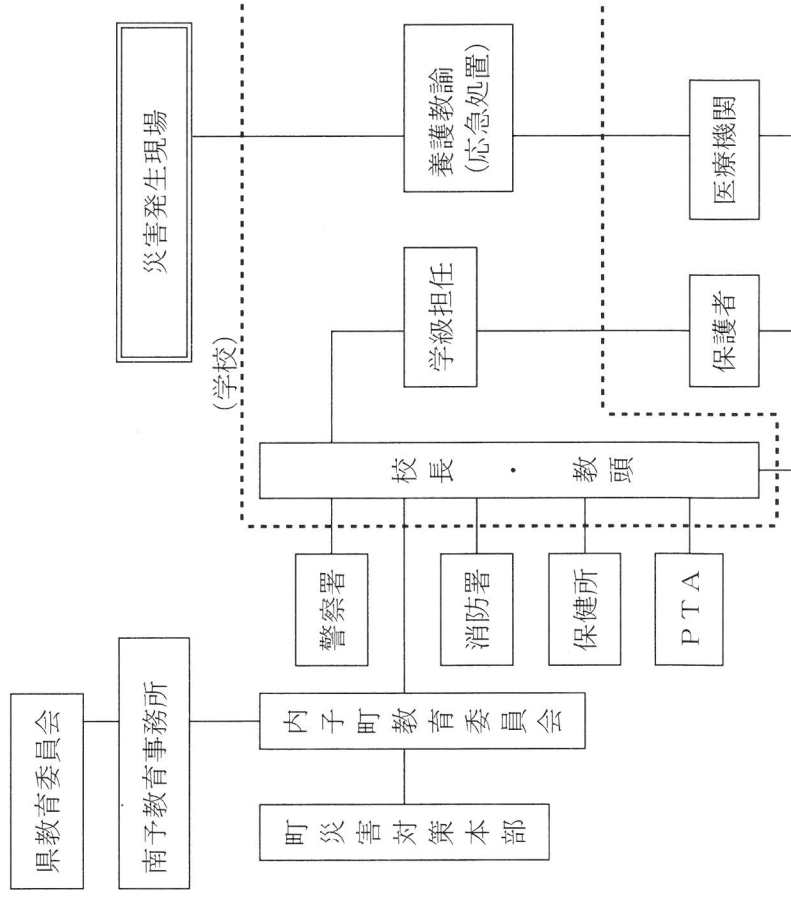
(2) 緊急場所としての施設の利用

- ・ 大瀬小学校は、大瀬地区の指定緊急避難場所（一時避難）及び指定避難所になっている。
- ・ 原則として、学校教育を再開させるために必要最小限度の教室は確保し住民には開放しない。ただし、学校・学校外の被災状況により臨機応変に対応する。

6 学校教育再開に向けての対応

- (1) 応急教育計画の策定
- (2) 教科書、学用品等の確保
- (3) 衛生点検
- (4) 心の健康問題への対応
- (5) P T A ・ 地域 ・ 関係諸機関との連携

7 関係機関への通報・連絡網



## 8 児童の引き渡しについての留意事項

### 引き渡し場所

災害の規模や被害などによって危険が生じる場合があるので、第1次避難場所はグラウンド、第2次避難場所は状況に応じて指示をする。

### 引き渡し方法

- (1) 引き渡し方法については、日常徹底しておく。
- (2) 原則としては直接保護者に引き渡す。
- (3) 引き渡す際には、緊急時引き渡しカードにより必ずチェックしてから行う。

### 【留意事項】

- ・ 留守家庭については氏名・人数を確認し、学校で保護する。
- ・ 保護者に直接引き渡すことができない場合は学校で保護する。
- ・ 学校に避難している児童に不安を与えないようにする。

## 9 心のケアに関する対応

- (1) 安否確認・健康状態の把握と組織体制の確立（災害発生時）
  - ・ 家庭訪問、避難所訪問
  - ・ 教職員間での情報の共有
  - ・ 組織体制・役割分担の確認と対応方針の決定
- (2) 心身の健康状態の把握と支援活動（学校再開時）
  - ・ 健康観察の強化、個別面談の実施
  - ・ 保護者への啓発活動の実施
  - ・ 専門機関との連携
- (3) 中・長期的な心のケア
  - ・ 保護者説明会の実施と保護者への支援活動
  - ・ 地域住民との協力

## 10 原子力災害の対応

- (1) 正確な情報収集
  - ・ テレビ、ラジオ、防災無線放送等により情報を収集
  - ・ 内子町災害対策本部、教育委員会との綿密な連絡
- (2) 内部・外部被爆の防護
  - ・ コンクリート建物（体育館）の室内に退避

## 大瀬小学校緊急時引き渡しカード

児童氏名	(本校に通う兄弟姉妹等) 年 (     ) 年 (     ) 年 (     ) 年 (     )						
保護者氏名	地区名						
住所 連絡先	内子町 自宅電話(     ) 携帯[続柄     ](     ) 携帯[続柄     ](     )						
<p><b>【緊急時に児童を迎えに来られる予定の方を、できるだけお書きください。】</b></p> <p>※ この欄に書かれていない方には、原則としてお引き渡しできません。 また、下記の方が迎えに来られない場合は、児童は学校で待機します。</p>							
番号	引き取り者氏名	続柄	引取者署名欄	学校確認欄			
1				※ この欄は引き渡しの際に記入します。			
2							
3							
保護者確認欄		1年	2年	3年	4年	5年	6年
※ 現在の子どもの 学年に押印ください。							

※ このカードは、小学校卒業まで学校で保管いたします。毎年4月に確認をしていただきますが、学年途中で変更があった場合は速やかに学級担任へご連絡下さい。